

# 従業員の健康管理を プロに任せてみませんか？



中小企業 / 小規模事務所 の健康管理は

 **みんなの健康管理室**



# 従業員の健康管理をプロに任せてみませんか？

## みんなの健康管理室のサービス



### レンタル産業保健室

RENTAL OCCUPATIONAL INFIRMARY

産業保健師の定期訪問を主軸とした中小企業向けの産業保健サービスです。

1

保健師による  
1回/月～の訪問

2

顧問産業医による  
**就業判定**

3

困難ケースの  
**医師**対応への移行

料金

産業保健師の定期訪問+顧問産業医 | ￥**30,000**-/月～

\*愛知つのだ産業医事務所株式会社との共同事業です



### ワンコイン 保健室

ワンコイン保健室の説明文をお願いします「～サービスです」

1

産業保健師によるオンライン  
**相談窓口**

2

提携産業医による  
**就業判定**

3

半期に1度のペース  
**保健師訪問**

料金

産業保健師へのチャット相談  
+ 産業医就業判定業医 | ￥**500**-/月～

\*従業員1人あたりの金額設定となります

## 活用例

1 人事・総務担当者の負担軽減 業務負担の軽減だけでなく「健康情報の取り扱いが不安・同じ社員にどこまで言っていていいか不安」の解消にも活用していただけます。

2 健康相談窓口 定期的に専門家に相談できる窓口があることで、社員の安心につながります。産業医と連携をとることでさらに専門的な対応が可能となります。

3 顧問産業医・保健師の活用 産業保健師はメンタルヘルス相談を含む各種健康相談に対応、産業医と連携をとることでさらに専門的な対応が可能となります。

\*産業医を責任しなくても、産業医から意見を聞くことができます。



代表/産業保健師の木村です。  
「従業員の健康管理は気になるけど、コストも気になる」「毎月訪問してもらうほどの状況ではないな」そんなお声から生まれたサービスです。産業保健師経験15年以上のベテラン保健師が貴社の健康管理をお手伝いします！



みんなの健康管理室  
〒451-0045 名古屋西区名駅1-1-17  
名駅ダイヤメイテツビル11階



お問い合わせ  
URL | <https://healthmgt.net/>  
\* お問い合わせフォームからご連絡ください

参加費無料

労働リスクを防ぐための、経営者、事業場トップ、  
労務・安全衛生部門責任者の経営方針判断材料

インターネット  
受講可能

# 令和6年度の“労働の動向”を聴くセミナー

主催 愛知県下各労働基準協会 後援 名古屋北労働基準監督署

愛知県の労働基準監督署(支署)が令和4年に実施した監督指導では、63.2%の事業場に法令違反が認められ、労働基準行政が直接関与しない労働関係法令を含めると、この違反率はさらに高率となります。

なお、全国の労働死亡災害は長期的には減少しているものの、休業4日以上死傷者数は令和4年で約13.2万人と、リーマンショック時の平成21年の15.9%増加と忌々しき状況です。

また、地方裁判の労働審判、裁判等に持ち込まれる労使間の民事紛争も、まだまだ多い状況です。

法違反により送検、刑事上の処罰を受ける、あるいは労働者に多額の賠償金を支払う企業も後を絶たず、レピテーションリスクにより評判、顧客を失えば、企業が被る損失は計り知れないものとなります。

このような労働リスクから企業を防衛するためには、経営者、支店長・工場長等の事業場トップ、労務・安全衛生部門責任者が、労働の動向と労働行政の運営方針を捉えた、経営を行う必要があります。

そこで、名古屋北労働基準監督署幹部職員と、数々の労働事件に企業側弁護士として関わられた宮澤俊夫氏から、労働最新情報を聴き今後の経営方針決定の判断材料とする、**令和6年度の労働の動向を聴くセミナー**を開催いたします。

多数のご関係皆様にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。



前回開催の様子

●日時 令和6年6月18日(火) 13:00~16:30

●会場 ウィルあいち 大会議室 名古屋市東区上堅杉町1番地

## セミナー内容

挨拶 名古屋北労働基準監督署長 橋本 享 氏

### 第1部 令和6年度の労働基準行政の重点対策について

#### 1. 監督業務の重点課題について

名古屋北労働基準監督署 副署長 杉江 弘樹 氏

#### 2. 労働保険制度について

名古屋北労働基準監督署 副署長 日下部 美鈴 氏

#### 3. 労働災害の防止について

名古屋北労働基準監督署  
安全衛生課長 伊藤 一弘 氏

### 第2部 令和6年度の労働全般の動向について

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤 俊夫 氏  
【プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



企業の立場で労働問題を熱弁する宮澤弁護士

内容: 行政運営方針の重点課題  
(基準関係)

1. 最低賃金の引上げに向けた  
中小・小規模企業等支援
2. 長時間労働の抑制
3. 労働条件の確保・改善対策
4. 労災補償制度の適切な運営
5. 『安全経営あいち®』の推進
6. 重篤な労働災害の防止 等

内容: 令和6年度の労働全般の動向

1. 時間外労働規制適用猶予措置の  
撤廃による2024年問題を含む労働  
時間管理
2. 労働法規則で追加された労働条件  
明示事項



橋本署長



宮澤弁護士



●対象 経営者、支店長・工場長等事業場のトップの皆様  
 労務人事・安全衛生部門責任者、担当者の皆様

●会費 無料 ●定員 200名

●お申込み方法

①下記の「申込書・参加券」をファックスにて、(一社)名北  
 労働基準協会 総合受付にお送り下さい。

電話(052)961-1666

FAX (052)962-1670

②セミナー当日「申込書・参加券」を受付にご提出下さい。  
 ※インターネット受講の方は動画視聴の手順と視聴パスワ  
 ードをお送りします。

会場略図



●インターネット参加について

- ・オンデマンド配信です。(開催当日の配信ではありません)
- ・令和6年6月25日(火)より視聴が可能です。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードを  
 お願いします。
- ・視聴可能期間は一週間です。

【交通アクセス】

- 地下鉄「名古屋城」駅 2番出口より東へ徒歩約10分
- 名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分
- 基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩約10分
- 市バス幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分
- 有料駐車場あり。(駐車台数に限りがあります)

申込要領		申込書を各労働基準協会へFAX下さい。会場受講の場合は、開講1週間前までにお送りするご案内用紙、または申込書・参加券を当日お持ちください。インターネット受講の場合は、視聴パスワードを記載したご案内文書を視聴開始日までにお送りします			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市中区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市中区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋中瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	

令和6年度の労働の動向を聴くセミナー 申込書・参加券

6月18日開催分

申込協会	労働基準協会		会員番号		
事業場名			T E L ( ) -		
			F A X ( ) -		
			E - m a i l		
所在地	〒	事業内容		労働者数	名
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講区分 ○を付してください	ご案内送付先
				会場・インターネット	受講者・担当者(部署名・氏名をご記入ください) 部署名
				会場・インターネット	氏名 様

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。 R6.4.18



## 廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育

### (ダイオキシン類特別教育) 開催のご案内

主 催 愛知県下各労働基準協会  
実施機関 名古屋東労働基準協会

次の業務に従事する方は、特別教育を受けることが義務付けられています。

- ①廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
- ②廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- ③廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん 及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

当協会では、下記の通り特別教育を開催致しますので、ご参加下さいます様ご案内致します。

なお、修了者には労働基準協会長より「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。

日 時 2024(令和6)年 7月 12日 (金) 10:00~15:20

会 場 名古屋市工業研究所 4階 第2会議室 第2室

熱田区六番三丁目4番41号 < 地下鉄名城線「六番町」下車3番出口徒歩1分 > 無料駐車場あり

受講料 会員 7,330円 非会員 9,160円 (テキスト代・消費税含)

定 員 30名

問 合 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909 Fax 052-883-3586

申込方法 裏面の申込書を担当の労働基準協会にFax 願います。

支払方法 講習開始6営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。

<振込先>

ナゴヤセガシロードウキジュンキョウカイ

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通0656029 名古屋東労働基準協会

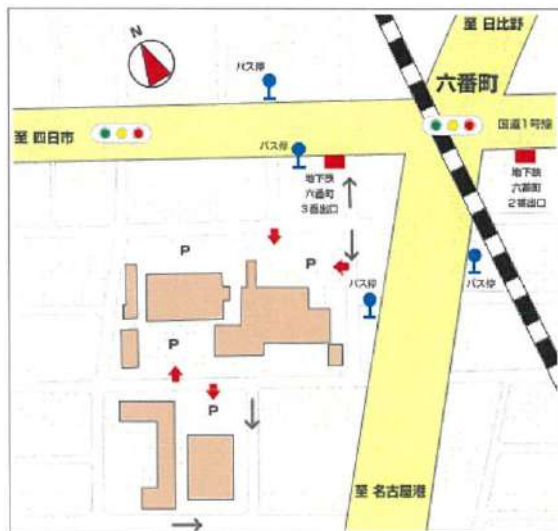
※ 振入手数料は貴社でご負担願います。

※ 7月3日(水)を過ぎますと、キャンセル、変更、受講料等の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

※ 講習会は直前でも受付できる場合があります。まずはお電話にてお問い合わせください。

申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の6日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を前日までにお送りいたします。			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/白進市/愛知郡東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドマン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館C階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	
振込先(実施機関) 名古屋東労働基準協会	三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 No.0656029 名古屋東労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。		

### 会場地図



### <名古屋市工業研究所>

#### 4階第2会議室

名古屋市熱田区六番三丁目4番41号

### <アクセス>

地下鉄 名城線「六番町」下車 3番出口より徒歩1分

お申込協会名	
--------	--

## 廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育（ダイオキシン）申込書 (R6.7.12)

会社名	住所 〒		
担当者部署			
名前	Tel	Fax	
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)		
生年月日	年	月	日
生年月日	年	月	日

(個人情報の取扱い) この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。詳細は当協会のホームページ (<http://www.meito-roukyo.jp>) をご覧下さい。

～ 携帯用丸のこを使用する方へ ～

通達対応!!  
受けて安心

# 丸のこ等取扱作業従事者教育

主催 愛知県下各労働基準協会

実施機関 一般社団法人名古屋南労働基準協会  
〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2  
TEL052-651-9246・FAX052-651-1411

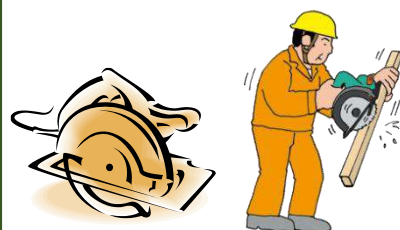
丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業では、取扱いの不慣れ、安全カバーの機能を無効にしての使用や作業姿勢の悪さ等により毎年多くの作業者が被災しています。

丸のこ等による災害防止を徹底させるため、平成22年7月14日付で厚生労働省労働基準局安全衛生部長より「建設業等における『携帯用丸のこ盤』を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」の通達が発せられました。

そこで愛知県下各労働基準協会では、標記講習会を「特別教育に準じた教育」として実施いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

## 災害事例

（厚生労働省 職場の安全サイトより）



災害発生日、作業員Aは、携帯用丸のこ盤を使用して角材（長さ50cm、縦と横ともに5cm）を加工して測量用の杭を作るよう職長Bから指示された。

Aは、資材置き場から材料の角材を十数本持ってきて、携帯用丸のこ盤を使用して加工作業を始めた。Aが丸のこ盤と角材を手に持って、作業していたところ、携帯用丸のこ盤が反発し、はずみで丸のこ盤の歯がAに当たった。Aは、病院に搬送されたが、死亡した。

Aが使用していた携帯用丸のこ盤は、元々取り付けられていた安全カバーの金具が変形していたため、安全カバーが正常に作動せず、歯が剥き出しのままであった。また、この携帯用丸のこ盤は、管理責任者が定められておらず、点検や整備も行われていなかった。

Bは、Aに作業を指示した際、安全な作業方法について具体的に示していなかった。さらに、この事業場では、作業員に対して、携帯用丸のこ盤の取扱い等についての安全教育を実施していなかった。

日時

令和6年7月3日（水）9：30～14：50

会場

名古屋市工業研究所 管理棟3階第1会議室  
名古屋市熱田区六番3丁目4-41

定員

60名（先着順にて受付、定員になり次第、締切らせて頂きます。）

対象

携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤 を使用する方

受講料

会員 7,300円 非会員 8,900円（テキスト、消費税等含）



# 申込要領

下記申込書に記入の上、郵送又はFAXでお申込みください。

申込の「締切日」は講習初日7営業日前です。（営業日：土日祝、協会所定休日を除く）

※締切日までに受講料の納入をお願いします。受講料の納入が確認できない場合受講の確約はできません。

※締切日後の受講料の返金は一切できません。ただし、講習日の変更は所定の手数料により可能な場合があります。（前営業日まで）

# 会場略図



## ●名古屋市工業研究所 管理棟3階第1会議室

名古屋市熱田区六番三丁目4番41号

※無料駐車場あり

<交通機関>

地下鉄 名港線「六番町」下車 3番出口より徒歩1分

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) (一社)名古屋南労働基準協会	三菱UFJ銀行 名古屋港支店 普通預金 No. 0530993 (一社)名古屋南労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

## 丸のご等取扱作業従事者教育 申込書

労働基準協会宛 (会員・非会員)

令和 年 月 日

受講日	令和6年7月3日(水)	※受付番号	※受付日
フリガナ		生年月日	昭・平 年 月 日
氏名		生年月日	昭・平 年 月 日
フリガナ		生年月日	昭・平 年 月 日
氏名		生年月日	昭・平 年 月 日

勤務先(個人申込の方はご連絡先を記入ください)

フリガナ		TEL	
事業場名		FAX	
所在地	〒		
ご担当者	(所属)	(お名前)	(フリガナ)
	(Mail)	※受講票・請求書は左記アドレスにメールにて送付します。	
		納入方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込

※この受講申込書の個人情報は講習会の受講資料として使用し受講者の同意なく目的外に利用することはありません。



# 怒りを制御し、パワハラを防ぎ、人間関係を良くする アンガーマネジメント研修

多くの企業が社内研修として実施

主催:愛知県下各労働基準協会

怒りは人間にとって自然な感情の一つであり、完全になくすことは不可能です。しかし、怒る必要のないことにまで怒ったり、人や物を傷付ける等、怒りのコントロールができないと人間関係を壊してしまう可能性があります。職場では、思いもよらなかった事態やトラブルが起こるものです。想定外の事態が起きると、時には業務中に感情的になってしまうこともあります。怒りの感情に支配されると適切なコミュニケーションが取れなくなり、仕事の遂行に支障をきたし、また、行き過ぎた指導の原因となりハラスメントに発展してしまう恐れもあります。更に、感情に任せて怒ってしまうと、後悔や自責の念に駆られてストレスを抱え込んでしまうことも少なくありません。

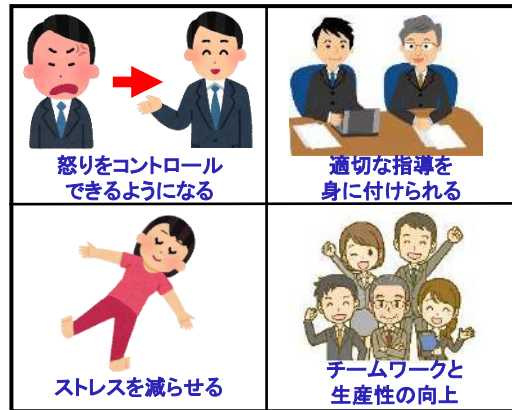
近年、多くの企業が円滑な人間関係構築の第一歩として、社内教育の一環として「アンガーマネジメント研修」を実施されています。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、「アンガーマネジメント研修」を集合教育として開催します。良好な人間関係を維持し、職場でのチームワーク・生産性向上のためにも是非ご参加ください。

## 企業出張教育の実績（抜粋）

業種	事業場規模
電気工事業	4743名
清掃業	300名
建設業	106名

## アンガーマネジメントを実践するメリット



日時

令和6年 7月 2日(火) 13時30分～16時30分

内容

- アンガーマネジメント入門講座  
○アンガーマネジメントとは? ○怒りの本当の正体とは?  
○怒りに温度をつけてみよう ○実践するための3つの具体的な方法
- 多様性の時代のコミュニケーション  
○職場のコミュニケーションの困りごと ～Z世代について～  
○心理的安全性 ～職場の心理的安全性を考える～ ○心理的柔軟性 ～頭を柔らかくして考える～

講師



ルネッサンスいわつき 代表  
キャリアカウンセラー・認定心理士・社員研修インストラクター 岩月りつ子 氏

### 【プロフィール】

人事採用、教育、カウンセリング業をベースに、研修・セミナー、大学非常勤講師として活動。EAPカウンセラーとして組織で様々な不安を抱える従業員の面談、アドバイスを行い、心理学に基づいた従業員のアンガーマネジメント、メンタルヘルス、ハラスメント防止、コミュニケーション、コーチング教育を行う。

会場

一般社団法人 名北労働基準会 3階大会議室  
名古屋市北区清水1-13-1



こちらから申込ページに移動できます。

対象

管理者、労務人事・安全衛生担当者など

会費

会員 6,000円  
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名

# ●会場案内 一般社団法人北労働基準協会



## 【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

**申込要領** 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市区瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133  
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## 講習会等申込書 (コピー可) アンガーマネジメント研修

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号			名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名			TEL	( )	-	
			FAX	( )	-	
			E-mail			
所在地	〒		事業内容			労働者数 名
受講者名	区分 ※ご記入不要です	氏名	所属部署・職名	受講日	ご案内送付先	
				7月2日	受講者・担当者(部署名) ○をつけてください (様)	
				7月2日	会費支払時期	
					令和 年 月 日	

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

# ハラスメント 相談担当者研修



主催：愛知県下各労働基準協会 実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

令和2年6月パワーハラスメント（パワハラ）防止措置が大企業事業主に義務付けられ、令和4年4月から中小企業事業主にも義務づけられました。

ハラスメントの問題は、職場での様々な「人」との関わりの中で発生し、労働相談の件数としては「いじめ・嫌がらせ」は10年連続で最多です。重症化すると裁判等の労使紛争となり、企業の社会的信頼を失墜させる大きな問題へと発展する可能性もあります。ハラスメント問題からメンタル不調を起こす労働者も数多いです。

企業は防止対策を講じ、管理者を中心とした全労働者がこれを徹底することでハラスメントは事前に防ぐことが可能です。さらに問題発生時の迅速かつ適切な対応を行うための体制整備が、問題を重症化させない大きなカギとなります。

ハラスメントの問題を“芽”の段階で摘むために、相談窓口担当者にはハラスメントに関する基本的な理解はもとより、適切な対処方法、相談対応のスキルなど、幅広い知識やスキルが求められます。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメント相談窓口担当者としての適切な知識と手法を学ぶ「ハラスメント相談担当者研修」を開催いたします。ぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時

令和6年 6月11日（火） 令和6年 9月24日（火）  
令和6年12月10日（火） いずれも13時30分～16時30分



お申込はこちら

内容

## 1. ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラ等

## 2. 聞き方のポイント

相談を受ける際の心構え、傾聴スキル、ケーススタディ

## 3. 相談への対応

対応のステップ、相談者・行為者・第三者へのヒアリング、措置の検討

## 4. 相談場面のロールプレイング

ハラスメント相談を受ける際の  
ポイントを解説



※研修の修了者には「修了証」を交付します。

講師



株式会社教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所 所長  
一般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長  
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士

新美 智美 氏

【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準会 3階大会議室 名古屋市北区清水1-13-1

対象

人事ご担当者、現場のハラスメント相談窓口担当者など

会費

会員 6,000円  
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名



# ●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

## 【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

**申込要領** 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0802 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## 講習会等申込書(コピー可) ハラスメント相談担当者研修 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号		名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名		TEL	( )	-
		FAX	( )	-
		E-mail		
所在地	〒	事業内容		労働者数 名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講日
				<input type="checkbox"/> 6月11日 <input type="checkbox"/> 9月24日 <input type="checkbox"/> 12月10日
				受講者・担当者(部署名) <small>〇をつけてください</small> (様)
				会費支払時期 <input type="checkbox"/> 6月11日 <input type="checkbox"/> 9月24日 <input type="checkbox"/> 12月10日
				令和 年 月 日